

交通事故によるケガで保険診療を受けるには、市区町村への連絡・届け出が必要です。いうまでもなく、警察への連絡・届け出も忘れないようにしてください。

届け出をせずに、安易に示談を済ませてしまうと、後期高齢者医療制度での診療を受けられなくなる場合があるので、十分注意したいもの。また、交通事故のほか、他人が飼っている犬などに噛まれたり、暴力行為や自傷行為により医療機関等で受診する場合も、居住している市区町村の担当窓口への届け出が必要です。

※ 1 交通事故で、過失の少ないほうを通常、被害者と呼びますが、後期高齢者医療制度における届け出上の被害者は常に「被保険者」（加入者本人）になるので、事故の相手方の被害が大きい場合でも、届け出上は本人が被害者となります。

※ 2 交通事故（被害事故・加害事故・自損事故等事故の種類は問わず）によるケガで、保険証を使って医療機関等を受診した場合は、市区町村の担当窓口へ書面（含む、交通事故証明書）による届け出が必要となります。事故後すぐに病院等で受診する場合は、まず電話連絡しておき、後刻 届け出書類を提出することも可能です。

※3 病院等で受診した際に立て替え払いした自己負担額（1割か3割）相当分は、加害者または損保会社などに直接請求することになります。なお、事故の過失割合によっては、請求（求請）が行われない場合があります。

● 問合せ先 市区町村・広域連合点検係

問い合わせセンター 電話 0570-086-519

（後期高齢者医療広域連合広報紙から）